

川口市の空き家の状況

平成28年12月31日現在

①川口市の住宅総数※1 = 275,640戸

②空き家※2 = 31,170戸 (11.3%)

③その他の空き家※3 = 5,900戸 (2.1%)

④相談を受け付けた空き家 = 512戸

⑤特定空き家等 = 3戸

※1 H25総務省 住宅・土地統計調査。

※2 H25総務省 住宅・土地統計調査。
「賃貸用又は売却用の住宅」及び「二次的住宅」並びに「その他の住宅」を合計したもの。
報道等で目にする「全国の空き家920万戸」「7軒に1軒が空き家」「空き家率13.5%」とは、この「空き家」のこと。

※3 H25総務省 住宅・土地統計調査。
「その他の空き家」とは、賃貸、売却、別荘など、利用目的が決まっている空き家を除いた、長期間不在の住宅や、放置されている住宅のこと。

新築



川口市の新築一戸建て
住宅分譲戸数
2,396戸
(東京カンパニー調べ、2016年)

空き家化の予防

- ・住宅所有者等の意識醸成
所有者等の責任
維持管理の重要性
相続・登記の認識
- ・建築物の安全性維持
耐震化、改修

空き家化の促進

- ・空き家利活用の促進
中古住宅市場流通の促進
相談体制の充実
(売却、賃貸、相続など)

近隣からの相談など

空き家の解消

- ・空家法12条に基づく助言
- ・除却補助制度
- ・財産管理人制度

空家法14条に基づく特定空き家等への措置

- 助言
- 指導
- 勧告
- 命令
- 代執行

必要な措置

賃貸、売却、譲渡、相続、除却、改修・改築、樹木の伐採・剪定、除草、
空き家管理業務への委託、ハウスクリーニング等

適切な管理

■ 更地

■ 中古住宅



- ・中古住宅として居住できる状態の空き家
- ・周辺の生活環境に悪影響を及ぼさない状態の空き家